

コンクリート工学年次大会委員会規定

平成 2 年 8 月 23 日制定

平成 4 年 2 月 28 日改正

平成 11 年 10 月 27 日改正

平成 15 年 8 月 29 日改正

平成 18 年 2 月 28 日改正

平成 23 年 4 月 1 日改正

(目 的)

第1条 この規定は、コンクリート工学年次大会委員会（以下、大会委員会という）の組織・運営および業務などについて定める。

(組 織)

第2条 大会委員会の下部組織として、コンクリート工学年次大会実行委員会（以下、実行委員会という）およびコンクリート工学年次論文査読委員会（以下、査読委員会という）を置く。

第3条 大会委員会は、次の各号に掲げる委員によって構成し、委員長を置く。

- | | |
|-----------------------|-----|
| (1) 学術担当副会長 | 1名 |
| (2) 学術担当理事 | 3名 |
| (3) 現実行委員会委員長 | 1名 |
| (4) 前実行委員会委員長 | 1名 |
| (5) 次回実行委員会委員長 | 1名 |
| (6) 査読委員会委員長 | 1名 |
| (7) その他、大会委員長が必要と認めた者 | 若干名 |

2. 1項(7)号に定める委員の任期は2年間とする。ただし、重任を妨げない。

3. 1項(3)、(4)、(5)、(6)および(7)号の委員の交替時期は、コンクリート工学年次大会（以下、年次大会という）終了時とする。

第4条 大会委員会の委員長には、第3条1項(1)号の委員をあてる。

(運 営)

第5条 委員長は、必要の都度大会委員会を招集し、これを主宰する。

(業 務)

第6条 大会委員会は、年次大会の基本的、長中期的な方針および計画を策定する。

2. 年次大会とは、次の各号の行事の総称とする。

- (1) コンクリート工学講演会
- (2) コンクリートテクノプラザ
- (3) その他の関連行事

(実行委員会)

第7条 実行委員会は、担当する年度の年次大会の計画および実施に関する事項を担当する。

2. 実行委員会に関する細目は別に定める。

(査読委員会)

第8条 査読委員会は、コンクリート工学年次講演会発表論文の採否の決定およびコンクリート工学年次論文集の編集に関する事項を担当する。

2. 査読委員会に関する細目は別に定める。

(改 廃)

第9条 この規定の改廃は、大会委員会が発議し、理事会が決定する。

付 則

1. この規定は、平成2年8月23日から実施する。